

○社会福祉法人登米市社会福祉協議会  
福祉活動協力校指定事業実施要綱

平成17年12月19日制定

平成30年 3月 1日改正

令和 4年 4月 1日改正

(目的)

第1条 この事業は、社会福祉法人登米市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、今後の地域社会の担い手となる小学校、中学校、高等学校の児童・生徒に対し社会福祉に関する理解と関心を高め、社会福祉に関する活動を通じて、相互扶助の精神と公共心を養い、豊かな人間形成を図るため、福祉活動協力校（以下「協力校」という。）を指定し、その活動を支援することを目的とする。

(指定の対象及び期間)

第2条 協力校指定事業の対象は、登米市内の小学校、中学校、高等学校とする。

2 協力校指定期間は、1年間とする。ただし、再指定を妨げない。

(協力校における活動等)

第3条 協力校においてそれぞれの当該地域の実情に併せ、独自の工夫と計画に基づき、概ね次のような活動を行う。

- (1) 社会福祉についての学習、調査、研究活動
- (2) 福祉講演会、映画会、展示会等の開催による啓発活動
- (3) 社会福祉施設等への訪問、見学及びボランティア活動
- (4) 地域社会で生活している高齢者、障がい児者などとの交流及びボランティア活動
- (5) 社会福祉関係行事への参加及びボランティア活動
- (6) 体育祭、文化祭等学校行事への高齢者、障がい児者などを招待する活動
- (7) キャップハンディ体験、福祉体験活動
- (8) その他、本会会長が必要と認める活動

(指定助成金及び対象経費)

第4条 協力校の活動経費として、児童・生徒数を基準に次のとおり助成金を交付する。  
ただし、小・中一貫校については、小学校、中学校それぞれでの申請を可とする。

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| (1) 100人未満        | 年額 30,000円以内 |
| (2) 100人以上200人未満  | 年額 50,000円以内 |
| (3) 200人以上～300人未満 | 年額 60,000円以内 |
| (4) 300人以上        | 年額 80,000円以内 |

2 協力校に必要な活動経費は、旅費、謝金、消耗品費、通信運搬費、会議費、印刷製本費、備品費、調査研究費とする。

(助成金の申請及び交付)

第5条 助成金の交付を受けようとするものは、福祉活動協力校助成金交付申請書(様式第1号)を本会会長に提出するものとする。

2 本会会長は、協力校活動助成金交付申請書を受けた後、内容を調査し適切と認められた場合は当該学校長に福祉活動協力校助成金指令書(様式第2号(第5条関係))を交付した後、助成金を原則として口座振替により交付する。

(活動報告)

第6条 助成金を受けた学校長は、当該年度終了後直ちに福祉活動協力校報告書(様式第3号)により活動及び経費精算、その他事業実施状況に関する書類を添えて本会会長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年12月19日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。